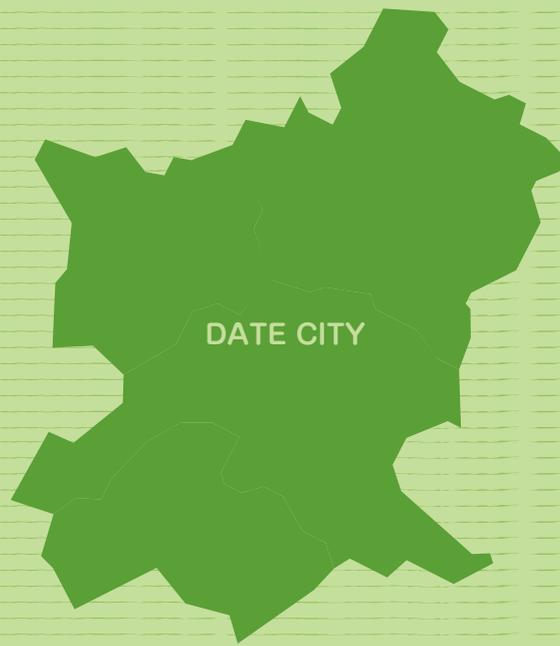




伊達市協働の まちづくり指針

きらめく汗、輝く笑顔。



平成22年3月
伊達市

はじめに

わたしたちの伊達市は、平成18年1月に5つの町（伊達町・梁川町・保原町・霊山町・月舘町）が合併して誕生しました。

この「伊達市協働のまちづくり指針」は、伊達市第1次総合計画に掲げられている、伊達市の将来像「伊達 織りなす未来 ひとつの心」と、まちづくりの基本理念「人と人、地域と地域が結び合い、協働するまち」を踏まえ、個性かがやく豊かなまちづくりを目指してつくられました。

指針の構成は、農作業をイメージして、「風をおこす」から始まり、「種をまく」、「畑をつくり育てる」、その成果としての「実り」までを示しており、わかりやすい表現と市民の目線に立つことを心がけてつくられています。

伊達市協働のまちづくり推進市民会議

この「伊達市協働のまちづくり指針」は、伊達市協働のまちづくり推進市民会議からの「提言」を踏まえ、市民会議の委員の皆さんと市職員代表が、まさに「協働」で検討・策定したものです。指針の構成には、農作業のイメージを取り入れるなど、協働をだれにでもわかりやすいように表現する工夫がされています。本市のまちづくりの基本理念である「人と人、地域と地域が結び合い、協働するまち」を具体的に進めていくために欠かせない、立派な指針が出来上がったと自負しております。

安心して暮らすことができる伊達市のまちづくりのためには、市民、議会、行政が思いを同じくし「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という意識を持つことが大切です。それこそが、協働が必要とされる根本的な理由であり、自治の原点となります。

市役所には、これまでの各種施策の推進はもちろん、新たな施策等を企画するときには、国や県の意向や前例ではなく、市民の立場で考え、市民の声を聴いたうえで施策案に反映させ、実施に当たっては市民と行政がそれぞれの特性を活かした活動を行うことが求められます。

市民の皆さんには、地域の課題は何かを考え、その解決のため自らできることは自ら行うことが求められます。今後、この指針をまちづくりの道しるべとし、積極的な取り組みによる市民協働のまちづくりを推進していきたいと考えております。

本指針の策定に当たっては、市民会議の委員の皆様、アドバイスをいただきました福島大学の兼田教授、そして多くの皆様に協力をいただきました。改めまして感謝を申し上げますとともに、今後とも本市の市民協働のまちづくりに一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

平成22年 3月

伊達市長 仁志田 昇司

目 次

はじめに

《風をおこす》

- 1 なぜ、協働が必要なのか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

《種をまく》

- 2 協働のかたちとしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- (1) 協働の原則
- (2) 協働のルール
- (3) 協働の領域
- (4) 協働の窓口

- 3 協働を育てる(わたしたち)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

- (1) 市民も行政も変わる
- (2) 豊かな輪を広げる
- (3) 担い手を育む

《畑をつくり育てる》

- 4 協働への環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- (1) 市民活動拠点の充実
- (2) 市民組織の充実
- (3) みんなの学びの場と情報の発信
- (4) 基金の充実

《実り》

- 5 わたしたちは協働で何が変わるか・・・・・・・・・・ 9

- 6 協働の実りの事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

おわりに

《風をおこす》

わたしたちは、協働することの大切さに気づき、その意識を高める「風をおこす」ことから始めます。それは、みんなが幸せに暮らせるまち、個性かがやく豊かなまちを目指して、みんなの思いを行動につなげることです。

わたしたちの先人たちは、かけがえのない伊達の美しい緑、霊山を代表する自然、結び合い、ふれあいのあるまちを脈々と受け継ぎ、知恵を出し、力を合わせて育んできました。産業では、かつて全国屈指であった養蚕や織物、近年は、くだものや野菜などの豊かな農産物に恵まれ、人々にはこれらの歴史や文化、産業を育む活力がありました。

これからの新しいまちづくりには、みんなで知恵を出し、力を合わせる事が欠かせません。市民のだれもが積極的にまちづくりに参加していくには、まず、協働の「風をおこす」ことが必要です。

わたしたち : 市民と行政

市民 : 伊達市内に住所を有する人、市内で働く人、学ぶ人、活動する人（団体、企業等を含む）

協働 : 「同じ目的のために、力を合わせて働くこと」（三省堂国語辞典）
コラボレーション、パートナーシップが用いられることも多い。

市民と行政が、良好なパートナーとして信頼関係を築き、対等な立場でお互いの特性を活かし、役割を担い合い、それぞれの目的意識を持って、地域の公共的課題の解決に向けて共に行動し、相乗効果をあげながら力を合わせて取り組むこと。

協働のまちづくり : 市民と行政が、良好なパートナーとして信頼関係を築き、一方から他方へという関係ではなく対等な立場でお互いの特性を生かし、役割を担い合い、地域の公共的課題の解決に向けて共に行動し、よりよいまち（地域）をつくっていくこと。

1 なぜ、協働が必要なのか

少子高齢社会の到来、国からの財源配分の大幅削減や本格的な地方分権時代を迎え、多くの市町村では、「自分たちのまちを、自分たちでつくる」という自己決定・自己責任の原則のもと、市民参加による協働のまちづくりの取り組みが始まっています。

わたしたちの地域社会は、長い間、人と人、地域と地域が結び合い支え合って築かれてきました。近年、経済活動が優先される過程で、公共サービスが拡大され、公共は行政が担うものと思われるようになり、行政側の効率や視点で判断する公共サービスが行われるようになりました。

しかし、地域社会を取り巻く激しい環境の変化、そこに住む人々の価値観や生活スタイルの多様化によって、行政が公共サービスの全てを担い、市民の満足を得ることは困難になってきました。

そのため、わたしたちは、結び合い支え合って地域を築いてきた歴史に立ち返り、市民の目線に立って、市民と行政が協働し新しい公共を担い、まちづくりに取り組む必要があります。

また、自治体の財政が厳しい状況にある中で、市民満足度の高い行政サービスを展開していくために、市民にとって必要性の高い施策・事業に重点的に資源を配分していくという視点や、地方分権時代にふさわしい特色ある地域づくりを進めるという視点からも、協働の重要性が高まっています。

「安心して幸せに暮らせるまち」は、思いを同じくした、わたしたち(市民と行政)によって築かれるものです。これこそが、協働が必要とされる根本的な理由であり、自治の原点となります。

公共 : 「社会一般、公衆」(三省堂国語辞典)
人々の利益を図ることを目的とした活動。

新しい公共 : 従来のように、行政が公共サービスを一元的に担うのではなく、企業やNPO、市民活動団体など、さまざまな主体と協働して、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、福祉などの公共サービスを行うこと。

公共的課題 : 少子高齢化の進展に伴い、公共サービスは保育や介護などの分野で広がりを見せ、ニーズが多様化しており、税収減による自治体の厳しい財政状況も加わり、行政だけで公共サービスを支えるのが難しくなっていること。

自治 : 「自分のことを自分でおさめること」(三省堂国語辞典)
県、市町村等が行政事務を行うこと。

《種をまく》

わたしたちは、協働とは何か、その必要性を明らかにしました。そしてみんなが協働を進めることができるよう、原則やルール、しくみを示します。それを育てるのがわたしたちです。それが協働の「種をまく」ことです。

2 協働のかたちとしくみ

(1) 協働の原則

わたしたちは、常に3つの原則を確認しながら協働を進める必要があります。

① 自立した活動ができること

自主性に基づいて、互いに自立（自律）し、自発性、意思決定、自己責任で活動することが必要です。

② 対等の立場にあること

目的と課題を共有し、互いに尊重し合い、対等の立場に立つことが大切です。

③ 情報を共有すること

市民と行政が、互いに持っている必要な情報を共有する必要があります。
協働事業においても、計画段階から実施、評価に至るまで公開し、常に開かれた環境をつくることが大切です。

これらの原則は、行政が協働という言葉を借りて、安上がりの公共を市民に押し付けることや、行政の改革や財政の効率化を後回しにすることがないようにするためにも大切です。

(2) 協働のルール

わたしたちは、協働への意識を高めながら、さらに発展させるため、3つのルールに従って協働を進める必要があります。

① 公募制を取り入れること

各種委員会や審議会等の委員には、公募制を取り入れる必要があります。
必要に応じて推薦制を取り入れる場合には、その理由を公開することが求められます。

② 企画立案から実施、評価までかかわること

事業の企画立案の段階から実施、評価までかかわることが大切です。そうすることで市民のまちづくりへの意識を高め、市民目線に立った事業を展開していくことができます。また、事業結果の評価は、次の協働事業へ活かすことができます。

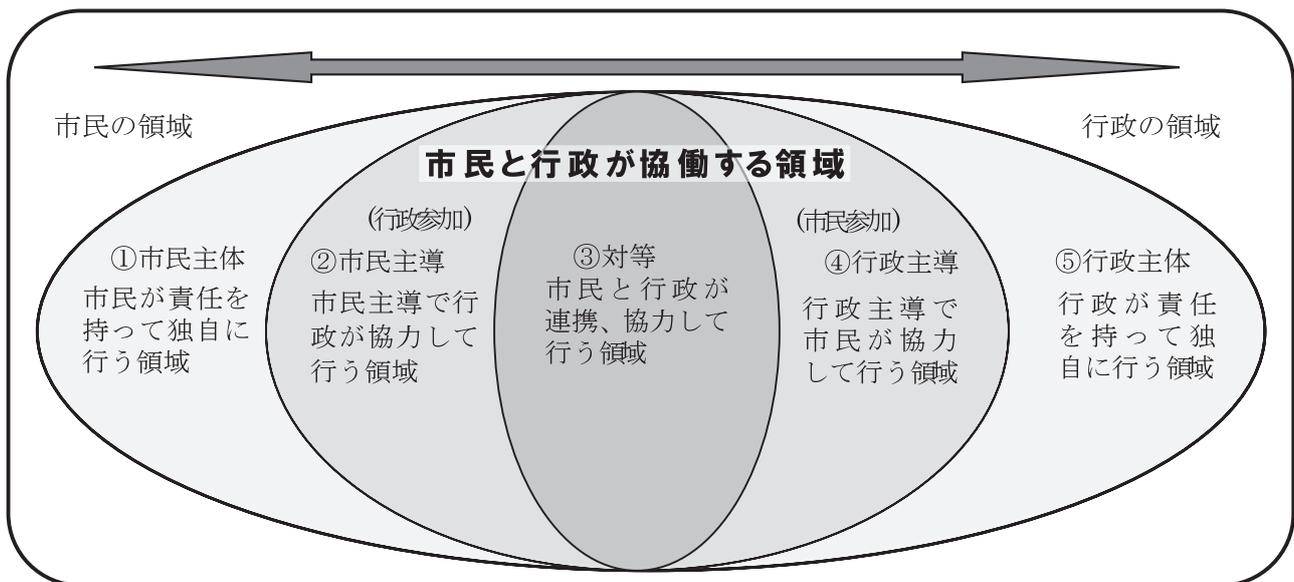
③ 柔軟性をもって取り組むこと

従来 of 発想にとらわれることなく、より良い地域づくりのために柔軟性をもって取り組むことが大切です。それによって、さらに新しい関係、協働に発展します。

(3) 協働の領域

協働の領域は、市民の主体性をもとに行う領域、市民と行政が連携、協力して行う領域、行政の主体性をもとに行う領域があります。(図1参照)

図1



(4) 協働の窓口

伊達市の協働を進めるための窓口は、市民協働課とされていますが、協働の取り組みの実践は、ありとあらゆる事業と関係する可能性を秘めており、そのことを考えたときに、どの部署のどの課、どの係でも窓口になりえる体制をつくる必要があります。

そのためには、行政職員は、協働を進めるための基本事項を理解するとともに、自らが一人の市民としての意識を高めていくことが求められます。

3 協働を育てる（わたしたち）

（1）市民も行政も変わる

協働を進めるうえで、市民と行政が信頼関係を築くことが大切です。信頼関係は、同じ目標に向かって、お互いが助け合い真剣に取り組んでいく中で、築かれるものです。

わたしたちは、互いの意見や立場を尊重し、自由な発言、新しい発想ができるような雰囲気づくりが必要です。

① 市民の責任と意識改革

市民は、行政に頼るだけではなく、何事も自分たちでやってみようという気持ちで、お互いの活動を尊重し、自らの言動や行動に責任をもち、積極的に協働の取り組みに参加していくことが必要です。そして、その担い手として自立（自律）する必要があります。

② 行政の責任と職員の意識改革

行政は、市民の自主性や自発性を尊重し、市民に対してわかりやすく情報を提供し、説明責任を果たすことが大切です。

職員にあっては、前例踏襲的体質を改善し、縦割り行政の弊害である部分最適から全体最適へと視点を変える必要があります。そして、市民を支える自覚と責任をもって、事務を処理するだけでなく、経営する感覚を身につけることが求められます。

さらに、コミュニケーション能力や意見を調整しながら、全体をまとめるコーディネート能力も必要です。

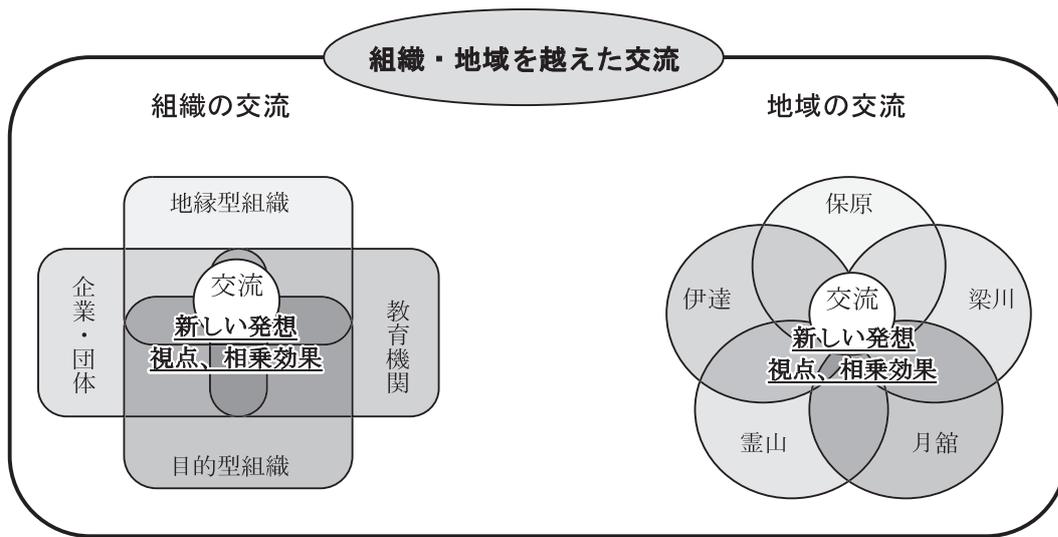
（2）豊かな人の輪を広げる

① 地域や組織を越えた交流

協働の取り組みは、それにかかわる全ての人（団体）が、それぞれの地域や組織を越えて、豊かな交流の輪を広げることが大切です。そのことにより、にぎわいや新たな発想などの相乗効果を期待することができます。（図2参照）

たとえば、違った地域の地縁型組織間の交流や地縁型組織と目的型組織、事業者と市民サークルとの交流等、その組合せにはさまざまなものがあります。それらの人（団体）がさまざまな角度から同じ公共的課題に取り組むことで、これまで難しかった課題の解決につながります。

図 2



② 伊達市にかかわる全ての人

伊達市にかかわる全ての人を組織別、地域等で考えると次のようになります。

組織等

- ・ 市民
 - 個人としての市民：本市に在住、勤務、在学するすべての個人
 - 地縁型組織：町内会、婦人会等
 - 目的型組織：NPO、ボランティア団体等
 - 事業者：企業、法人、組合等
- ・ 議会 伊達市議会
- ・ 行政 伊達市
- ・ その他 上記以外（国、県、他の自治体）

地域等

- ・ 全城 伊達市
- ・ 地域 伊達、梁川、保原、霊山、月舘
- ・ 地区 概ね小学校区、旧大字単位等

(3) 担い手を育む

まちづくりの担い手は、わたしたち市民と行政です。

“まちづくりの原点は人づくり”といわれるように、まちづくりの成功の鍵は、その担い手の確保にかかっています。本市における本格的なまちづくりはこれからです。新たな人材を発掘し、育成していくような環境をつくっていくことが、大切になります。

《畑をつくり育てる》

協働を進めるためには、みんなが参加できる機会と担い手を育てる環境づくり「畑をつくり育てる」ことが大切です。

種をまいても畑がないと育ちません。その畑が豊かな土壌であるほど、手入れするほど作物はよく育ちます。

4 協働への環境づくり

(1) 市民活動拠点の充実

① 市民活動支援センターの設置

「協働」という新しい取り組みを実現するためには、その中核となりうる市民活動支援センターの設置が必要です。

この拠点には、市民活動の支援を目的とし、活動に必要な作業や集会といった場所としての機能や、情報収集発信やさまざまな分野を結びつけるネットワーク機能を備えることが求められます。

市民活動支援センターの設置にあたっては、拠点機能をもった新たな箱物施設を造るのではなく、既存の公共施設を有効に活用し、できるだけ費用をかけないで身近にできることから始め、大きく育てていくことが大切です。

市民活動団体の芽が自立し育つよう心掛けて、支援に努める必要があります。

② 活動拠点の充実

市民活動の拠点としての役割を担ってきた公民館、図書館等の公共施設は、今後、ますます、身近にある学習や交流の場として、充実させていく必要があります。

そのためには、拠点機能や運営方法の見直しについて、広く市民から意見を聞くなど、さまざまな工夫が大切です。

(2) 市民組織の充実

① 地域自治組織等の形成

合併後、旧町単位に地域審議会が設置されています。しかし、地域の課題は中山間地の過疎化問題等のように、より身近な地区で抱えていることも多くあります。そのため、概ね小学校区単位に、市民や各種団体が、同じ課題に取り組むことができる地域自治組織等の形成が望まれます。その場合には、地域審議会との連携、女性や若い人も参加できるようなくみが大切です。

また、協働の担い手として、市民活動団体等育成も推進する必要があります。

② まちづくり委員会の設置

地域からの課題や提言を集約する地域自治組織等とは別に、全市的な観点から幅広い課題やテーマを自由に討論、研究し提言する、公募による（仮称）協働のまちづくり委員会等の設置が必要です。

（３）みんなの学びの場と情報の発信

① 地域づくり市民大学の開設

地域おこしと人づくりを合わせて行える、みんなの学びの場「地域づくり市民大学」の開設が必要です。

市民ならだれでも参加することができる公開講座や出前講座などを設け、他の市町村からも広く参加を受け入れて交流することで、近隣の活動団体や大学とも連携することができます。

② 市民活動情報の発信

情報の発信は、どんな活動にとっても大切なものです。そのため、市民の身近な地域活動を知ることができる市民活動情報誌の発行が必要です。

市民は、協働の身近な活動を知ることによって、自分たちのできることがわかり、協働の取り組みを理解できるようになります。市民団体が、その活動内容の発信や活動の輪を広げる機会にもなります。

また、この情報誌の発行とともに、さまざまな情報戦略を展開していくことが重要になります。

（４）基金等の財源確保

協働の実りを継続していくために欠かせないのが、財源の確保です。限られた財源から、いかに必要な資金を調達することができるのか、工夫が求められます。

たとえば、地域づくりなどの事業に助成する基金を創設し、その運用のための委員会を設けるなど、公開により、活動テーマの公募、審査、活動の評価をしていくことも一つの例となります。

《実り》

協働の新しい種をまき、みんなで育てることで、豊かな「実り」を得ることができます。

そして、協働によって、わたしたちとわたしたちのまちはどのように変わるのでしょうか。

身近な事例、先進地の事例も紹介します。

5 わたしたちは協働で何が変わるか

市民

- 行政と信頼関係をつくることができます。
- 責任感や自覚がでてきます。
- 人と人の絆を強くすることができます。
- 身近な活動を通じ地域社会へ貢献できます。
- 市民の能力や活力をいかすことができます。

行政

- 市民との信頼関係を築くことができます。
- 市民目線に立った行政が可能になります。
- 効率的な財政運営が可能となります。
- 柔軟性、創造性、緊張感がある行政運営が行われます。
- 職員の能力や知識をいかすことができます。

わたしたちのまち

- まちの活力や元気が増します。
- 個性あふれる豊かな地域づくりができます。
- 地域と地域の交流が盛んになり“にぎわい”をつくることができます。
- 地域に助け合いの意識が育まれます。
- 持続して発展するまちをつくることができます。

協働の取り組みで変わることは、まだまだ、たくさんあります。相乗効果も期待できます。

わたしたちは、これらの実りを、次の世代へしっかりと引継いでいく責任があるのです。

6 協働の実りの事例

(1) 協働にふさわしい事業

協働にふさわしいとされている事業の性質をあげます。今後、経験を積み重ねることで事業の幅はどんどん広がっていきます。

① 多くの人々の参加が有効な事業

花いっぱい運動(事例①)、祭りやイベント参加、各種アダプトプログラム(事例②)、ごみゼロ運動等

アダプトプログラム : 地域の道路、河川、公園等を市民が「自分の子ども」のように大切に考え、清掃美化など維持管理活動を行う事業

② きめ細かな対応が求められる事業

高齢者見守り・支え合い・ふれあい活動(事例③)、身体障がい者・精神障がい者支援事業(事例④)、子育て支援事業、高齢者介護支援事業等、

③ 地域社会と連携が必要な事業

道路管理・整備事業(事例⑤)、地域づくり事業(事例⑥)、グラウンドワーク、地域防犯・防災事業、市街地活性化事業(事例⑦)等

グラウンドワーク : 市民と行政が連携・協力して専門的な組織をつくり、地域の実践的な環境改善活動を進める方法

④ 高い専門性が求められる事業

芸術・文化・スポーツの普及に関する事業、生涯学習に関する事業、健康相談、IT人材育成事業(事例⑧)等

⑤ 計画立案に幅広く意見を求めることが必要な事業

基本条例や都市計画マスタープラン等の基本計画策定(事例⑨)等

⑥ 先進的な事業

先進的な自治体に取り組んでいる事業例

例：伊達市公募地方債事業(事例⑩)、市民税1%助成金事業(事例⑪)

(2) 協働の事例

伊達市の協働の取り組みや先進地で実施されている協働事業の具体的な実践事例を紹介し、実際に協働事業を検討する場合は、以下の事例を参考にして協働のイメージを膨らませましょう。

① 百花繚乱フラワーロード事業

実施団体	伊達市	協働の相手	市民・市民活動団体
<p>霊山地域の各種団体や住民グループが、それぞれ協力し、地域の身近な道路沿線に花苗を植栽し、育成しながら地域づくりや地域の環境美化を推進している。</p> <p>毎年 40 を超える団体、約 750 人が参加、花苗 20,500 株を植栽し、花壇の表示板を設置、6 月～11 月まで花壇の手入れを行っている。</p>			

② 高子沼環境美化活動事業

実施団体	伊達市	協働の相手	市民活動団体
<p>地域住民を主体に立ち上がった市民団体「高子沼を楽しむ会」が、市内の代表的な景勝地であり、地域住民の憩いの場でもある高子沼とその周辺の自然景観や、歴史遺産の環境美化活動などを通じて地域づくりに取り組んでいる。</p> <p>130 人ほどの会員が、高子沼の美しさを守りながら、年 3 回、沼全域の一斉除草作業を行い、以前にも増して、花見や散策が楽しめる憩いの場にしようと活動している。</p> <p>阿武隈急行高子駅をスタート地点に、高子二十境の名所などを巡る遊歩道「高子沼史跡巡り」ウォーキングコースの整備も考えている。</p>			

③ 地区社協による福祉のまちづくり

実施団体	伊達市	協働の相手	地区社協
<p>梁川全域の小中学校区単位で「地区社協」を組織し、自治会・民生委員・婦人団体の役員が「福祉委員」となり小地域福祉活動を展開している。日頃から一人暮らし高齢者等、地区の福祉情報を把握し、身近な地域での見守り・支え合い・ふれあい活動を実施。年度ごと主体的に事業を計画し、伊達市社協と協働のもと「いきがい対策」「食事サービス」「安心安全の確保」等の事業に取り組んでいる。</p>			

④ 健康生活支援手帳作成・配付事業

実施団体	伊達市	協働の相手	市民活動団体
<p>公募提案型協働モデル事業に応募された事業。</p> <p>「伊達市手をつなぐ親の会」が提案した事業で、障がい（精神障がい）のある人に対して、今まで家族や関係者がしてきたことや配慮してほしいことを書きとめて、第三者に正しく伝えることにより、適切な医療や教育・支援を行うために、障がい者の情報を記録する手帳を作成。</p> <p>この手帳作成は、親が亡くなった後、障がい者本人の情報を正しく第三者に伝え、安心して生活ができるようにすることが目的。</p> <p>障がい（精神障がい）がある人は、医療や教育・療育・福祉など多方面から多くの支援を必要としています。障がい者が支援を受けるためには、本人の生い立ちなどの成長や出来事の情報のやりとりがスムーズに行われる必要がある。</p> <p>また、本人が親から自立して、安全で安心して豊かな生活を送るためには、本人のことを間違いなく、きちんと伝える必要がある。</p> <p>しかし、現状は、障がいのある人の情報を、その家族しか把握していないため、病気やケガ、災害等で支援する人が、障がい等の情報を得られず対応に困っている。</p> <p>これを解決するために、この「健康生活支援手帳」を作成。手帳には障がいのある人の生い立ちや病歴、服薬、配慮してほしいことの情報に統一された様式で記載されるため、社会的支援や対応がスムーズになると期待される。</p>			

⑤ 梁川地域道普請

実施団体	伊達市	協働の相手	地域住民
<p>市民の快適な住環境の整備を図るため、自治会・町内会が地域住民（人夫）の出役を、市は原材料費、機械借上料等の負担及び技術指導、検査を行い、市と地域住民の手づくりのコンクリート舗装工事を行う事業。</p> <p>1. 事業の内容</p> <p>(1) 市と自治会・町内会の協働事業として、市が原材料と機械を発注し負担する。自治会・町内会が地域住民（人夫）の手によりコンクリート舗装工事を施工する。</p> <p>(2) 予算として1路線 100 万円を限度とする。</p> <p>(3) 対象路線は、市道に認定されている道路で幅員 4 m未満の市道とする。</p> <p>2. 役割分担</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①原材料費、機械借上料を負担する。</p> <p>②管理課が技術指導、検査を行う。</p> <p>(2) 自治会・町内会の役割</p> <p>①地区ごとに工事路線を話し合いにより決定する。</p> <p>②地域住民（人夫）によりコンクリート舗装をする。</p>			
			

こみち
⑥ あじさいの小径まつり

実施団体	伊達市	協働の相手	市民・地域団体
<p>月舘地域の糠田6番組では、地域の緑化活動の一環として、平成5年から市道沿線にあじさいを栽培してきた。栽培後、地区住民全体で管理し、現在では、あじさいの名所として来場者も増加している。</p> <p>この地域環境美化運動を広くPRし、地域コミュニティづくりを進めるため、7月に「あじさいの小径まつり」を開催し、来場者に農産物の販売や湯茶サービス、あじさいの小径の案内を実施して交流を深めている。</p>			

⑦ 諏訪野団地住環境整備・まちなみ環境づくり

実施団体	伊達市	協働の相手	市民
<p>「水と緑とともに、自然の再生と自然との共生を図ったまちづくり」を基本理念として開発された諏訪野団地は、住民が組織する管理組合組織「諏訪野会」及び「諏訪野町内会」が行政と「諏訪野建築協定・緑化景観協定」を結び、協議しながら快適な住環境の整備・維持管理を行っている。</p> <p>■主な活動</p> <p>1. 諏訪野建築協定・緑化景観協定 建築協定は、建物の配置、色や意匠、高さ制限など街並みを美しく見せるルールを設定している。また、緑化景観協定は生垣、樹木・樹種、植栽本数の基準を設けている。これらの協定は、住民による運営委員会によって管理され、承認審査から完成検査まで委員会で行う。</p> <p>2. 生活環境美化活動 団地内道路の清掃を4月～11月まで毎月1回、全住民参加により行っている。</p> <p>3. 安全安心な居住環境維持 街路灯は電球が行政から現物支給され、交換メンテナンスを住民が行っている。</p>			

⑧ NPO協働推進事業／地域シニアIT人材の育成

実施団体	岩手県	協働の相手	NPO法人
<p>NPOの持つ専門性や柔軟性、地域性を取り入れることで、行政サービスの質の向上やNPO活動の活発化を図り、政策形成段階からのNPOとの協働推進を目的とした事業。NPOからの事業提案を公募方式により募集し、県とNPOとの協働の先導的な事業としてふさわしい事業を選定して、委託している。</p> <p>その事業の一つである「盛岡広域シニアIT人材育成講習会等開催事業」は、高齢者を対象に講習会を開催して、パソコン技能の習得を図る機会を持つとともに、「パソコン何でも相談会」を開催し、シニアによるシニアのためのIT人材育成を行うというもの。</p>			

⑨ 伊達市協働のまちづくり推進市民会議

実施団体	伊達市	協働の相手	市民
<p>市民と行政との協働のまちづくりを推進し、市民と行政が共に地域の特性を活かしたまちづくりを実現するため、平成 20 年 10 月、市民主体の伊達市協働のまちづくり推進市民会議を設置。</p> <p>1. 委員会の事務</p> <p>(1) 本市における協働のまちづくりの基本的な方針の検討に関すること。</p> <p>(2) 市民と行政の連携及び新たな関係の創造に関すること。</p> <p>(3) 協働のまちづくりを推進するための施策の検討に関すること。</p> <p>協働のまちづくり指針策定のため、市の協働のまちづくり推進本部ワーキンググループ員とともに検討作業を重ねている。</p> <p>この策定作業こそが、市と市民との協働による取り組みといえる。</p> <p>2. 主な取り組み</p> <p>(1) 協働のまちづくり指針策定に向けて 市長へ提言するための調査研究</p> <p>(2) 先進地視察</p> <p>(3) ワークショップ</p> <p>(4) 指針案の検討・提言</p> <p>(5) 地域座談会</p>			
			

⑩ 伊達市公募地方債

実施団体	伊達市	協働の相手	市民(法人・団体等を含む)
<p>伊達市の協働の取り組みとして、市民の皆さんや市内の法人・団体などを対象として発行する伊達市公募地方債（住民参加型市場公募債）がある。</p> <p>「住民参加型市場公募債」とは、資金の使い途を明らかにして公募することにより、地方債の購入を通じて、市民の皆さんに市のまちづくりに参加していただくためのもので、地方債の新たな資金調達手段として全国の地方自治体で発行されている。</p> <p>伊達市では、平成 19 年度から発行を行い、各年度の発行額は 2 億円で、資金は学校施設整備事業や道路新設改良事業に活用している。</p>			

⑪ 市民税1%助成金事業

実施団体	千葉県市川市	協働の相手	市民活動団体
<p>協働の取り組みの一例として、千葉県市川市が実施している「市民税1%助成金事業」という事業がある。市川市の個人市民税1%にあたる部分を市民活動団体に助成することを目的としたもので、交付される団体は納税者の投票によって決定され、決定した事業に投票した市民の個人市民税1%分が助成されるという特色ある事業。市民活動団体への理解を促すと共に、市民の納税に対する意識啓発も期待できる事業として、注目を浴びている。</p>			

おわりに

この指針の原案は、伊達市協働のまちづくり推進市民会議（一般公募を含む市民委員 15 人）と市職員 15 人が 1 年半にわたる 14 回の全体会議、12 回のグループ会議を行い、全員の合意によってまとめられました。基本的な点は、協働を掲げる多くの自治体の指針を参考にしています。

会議においては、議論を重ねるごとに本音で語り合えるようになりました。その結果、お互いの立場を尊重して、心を一つに力を合わせていくことの大切さに気づくことができました。まさに、この指針づくりそのものが市民と行政の協働の第一歩となる作業になったのです。

なお、この指針は、協働が実践される中で、その実情に合わせて見直しをする必要があります、さらに質の高いものにしていかなければなりません。

今後、この指針の考え方に沿って、伊達市のまちづくりは進められます。

わたしたちは、この都市^{まち}を、
わたしたちが引き継いだときよりも、
損なうことなく、より偉大に、より良く、
そして美しくして、次世代に残します

古代ギリシャのアテネ人が新たに市民になる際の誓約

(リチャード・ロジャース+フィリップ・グムチジャン著

野城智也+和田淳+手塚貴晴 訳

「都市—この小さな惑星」より)

発行 伊達市市民生活部市民協働課
〒960-0692 伊達市保原町字舟橋 180 番地
TEL 024-575-1177
FAX 024-576-7199
E-mail: kyodou@city.date.fukushima.jp
発行年月 平成 22 年 3 月

